

節税レポート



平成 17年 4月号

発行日 2005.4.1

今月のテーマ 給与

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

1 法人税法の取扱

1) 原則

支給対象 給与の区分	使用人	使用人 兼務役員	役員
役員報酬・ 給与	損金算入	損金算入	損金算入
賞 与	損金算入	使用人分 損金算入	損金不算入
退職給与	損金算入	損金算入	

発行 岡崎駿志税理士事務所
住所 〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL 03(5287)6818
FAX 03(5287)6819
Eメール okaza-oz@s2.webjapan.ne.jp
URL www.kaikei-home.com/okazaki-office

2 取扱例

1) 使用人兼務役員の過大報酬

甲社は各役員ごとに報酬の支給限度額を定めている。

取締役総務部長 A氏の役員報酬限度額 200万円 -①

当期A氏に支払った役員報酬額(使用人分含め) 1,000万円 -②

A氏と類似する使用人である経理部長B氏の給与 700万円 -③

この場合

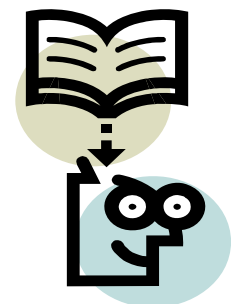
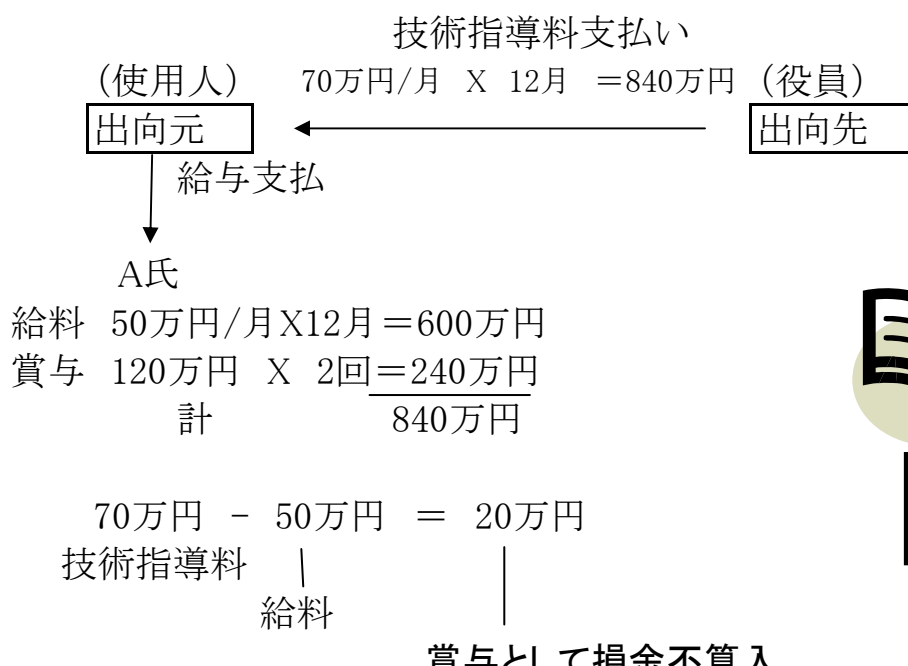
A氏の役員報酬額は300万円となる。

$$\begin{array}{rcccl} & \textcircled{2} & & \textcircled{3} & \\ & 1,000\text{万円} & - & 700\text{万円} & = 300\text{万円} & -\textcircled{4} \end{array}$$

A氏の役員報酬の限度オーバー額は100万円となる。

$$\begin{array}{rcccl} & \textcircled{4} & & \textcircled{1} & \\ & 300\text{万円} & - & 200\text{万円} & = 100\text{万円} & -\text{損金} \\ & & & & & \text{不算入} \end{array}$$

2) 出向元で使用人、出向先で役員である A氏の給与

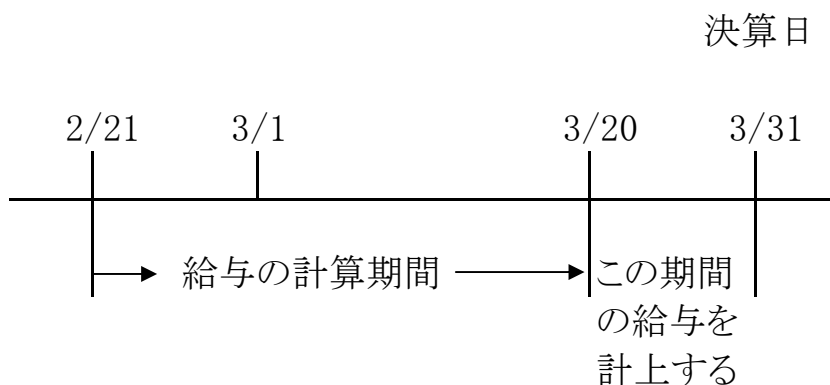


3 節税のポイント

1) 給与の締日から決算日までの従業員給与を計上する

給与の計算期間が、前月21日から当月20日までの場合

21日から決算日までの従業員給与を未払金として計上する。



* 役員報酬については、計上する事は出来ない。



2) 慰安旅行を検討する

従業員の労に報い、社内の融和をはかる。

次の要件をみたす慰安旅行の費用を会社が負担したときは、福利厚生費として損金算入できる。

役員分についても、賞与とする必要はない。

- イ. 旅行期間が4泊5日以内のものであること(海外旅行の場合、現地滞在日数が4泊5日以内)
- ロ. 参加人数が全体の人数の半数以上であること。工場、支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の半数以上が参加)
- ハ. 一人当たり おおむね10万円以内

* 参加しない人に会社負担相当額を支払うと、旅行費用は参加者に対する給与とみなされる。

予告 平成17年5月号 減価償却費